

中間答申

平成20年12月

第一線警察機能強化委員会

目 次

はじめに	-----	1
第1部 県警察を取り巻く情勢など	-----	2
1 県警察の警察署の変遷	-----	2
2 社会情勢などの変化	-----	2
3 これまで講じてきた県警察の施策	-----	4
第2部 警察署を中心とした組織のあり方	-----	6
1 警察署の機能強化の必要性	-----	6
2 警察署の機能強化方策	-----	7
3 再編整備の対象警察署	-----	10
4 体制の強化と補完措置	-----	13
5 再編整備の実施時期	-----	15
第3部 今後の委員会の進め方	-----	16
1 最終答申に向けて	-----	16
2 最終答申の提出時期	-----	16
おわりに	-----	17

はじめに

この委員会は、今後一層複雑多様化が進行することが見込まれる社会情勢及び、より悪質・巧妙・広域化する犯罪情勢の下において、いかにすれば限られた警察力をもって、より高い水準の治安を県民に提供できるのか、20年、30年先を見据えた県警察のあり方について検討することを目的として平成20年6月に警察本部長の諮問機関として設置された。

県下の治安は、重要凶悪事件やけん銃発砲事件の多発、暴力団対立抗争の激化・長期化などの情勢から県民の体感治安はいまだに好転しておらず、また、近年の市町村合併の進展による管轄区域と行政区域とのかい離、今後の警察職員の定員情勢及び犯罪の発生傾向の変化など、県警察が対処しなければならない問題は多く、依然として深刻な状況である。

これらの問題を一つひとつ確認した上で、時代と県民のニーズに的確に対応する県警察を構築するとともに、将来を見据えて治安基盤を整備し、県警察の活動が能率的・弾力的に遂行されることにより、県民が安全・安心を実感できる地域社会を実現するため、これまで5回にわたる委員会の開催と警察署の視察を通じて、県民の視点で審議し、検討を重ねた。

その結果、県警察の組織の中核であり、第一線における警察活動の拠点である警察署の配置・運用について検討する必要性が認められ、中間答申を取りまとめるに至った。

中間答申は、3部構成とし、第1部は「県警察を取り巻く情勢など」について、第2部は「警察署を中心とした組織のあり方」について、第3部は「今後の委員会の進め方」をそれぞれ内容としている。

第2部において、警察署の再編整備の必要性や警察署の機能強化方策などについて取りまとめているが、この内容については、本委員会において、十分に審議を重ねた上で取りまとめたものであり、この趣旨を活かされ、精強な福岡県警察が確立されることを強く期待する。

最終答申については、来年2月を目途に、警察機能を一層強化するための各種施策のあり方について審議した上、取りまとめることとしている。

第1部 県警察を取り巻く情勢など

1 県警察の警察署の変遷

現行警察法が施行された昭和29年7月当時、県下に39警察署が設置されていた。その後の社会・治安情勢などに応じて、警察署の分割・統合などを行ったが、平成20年12月現在、40警察署体制となっており、その総数はほとんど変化なく推移している。

2 社会情勢などの変化

(1) 社会環境の変化

近年、モータリゼーションや道路交通網・情報通信などが飛躍的に発達・普及したことや郊外型の大型商業施設の増加などに伴い、県民の日常生活圏は拡大している。

また、警察署間の移動に要する時間についても、現行警察法が施行された当時と比較すると格段に短縮されている。

さらに、福岡都市圏への人口の一極集中化や住民の意識の多様化に伴う地域の連帯意識の希薄化などにより、防犯機能の低下が認められる。

(2) 治安情勢の変化

ア 犯罪の都市部への集中化

都市化の進展に伴う都市部の人口増加により、犯罪の発生も都市部（特に福岡市及び周辺地域）に集中する傾向が顕著である。

イ 犯罪の広域化

犯罪が都市部に集中する一方で、モータリゼーションや道路交通網の発達などに伴い、高速道路や幹線道路などを利用した、複数県にまたがる連続窃盗事件や村落部における重要凶悪犯罪の発生など、犯罪の広域化も顕著である。

ウ 犯罪の24時間化

24時間営業店舗及び深夜営業店舗などの増加などにより、県民などの活動時間帯が変化してきたことに伴い、夜間における警察事象が増加している。

工 暴力団や来日外国人犯罪組織の暗躍、重要凶悪犯罪の多発、新たな犯罪の出現など

道仁会・九州誠道会対立抗争事件をはじめとする本県の暴力団情勢は、予断を許さない極めて厳しい状況にある。

また、福岡県はアジアの玄関口であることから、来日外国人犯罪組織と暴力団などが結託して薬物や銃器の密輸・密売を敢行するなど、その暗躍が危惧されている。

加えて、重要凶悪犯罪やけん銃発砲事件などの発生は依然として高水準で推移しており、犯罪態様にあっても、広域・スピード化、悪質・巧妙化している。

その他、サイバー犯罪や振り込め詐欺などの県民に身近で悪質な新たな犯罪の出現、低年齢・悪質化する少年犯罪など時代の変化と共に犯罪情勢も刻々と変化を遂げている。

(3) 市町村合併の進展

平成11年3月時点では、県下97市町村（24市65町8村）であったものが、市町村合併の進展により、平成20年12月現在では、66市町村（28市34町4村）となっている。これに伴い行政区域と警察署の管轄区域にかい離が多数生じている。

(4) 警察職員の定員情勢

平成12年に、警察刷新会議から「警察刷新に関する緊急提言」を受けて、本県においては、平成14年から平成19年までの6年間で1,225人の警察官の増員措置がなされてきた。

しかし、今後当面は、警察官の大幅な増員が見込めないこと及び福岡県集中改革プランの中で一般職員の削減が求められていることから、厳しい定員情勢となることが見込まれる。

(5) 警察署間の業務負担格差の増大

平成19年中の警察署間の業務負担格差をみると、管内人口は最大の筑紫野警察署が最少の添田警察署の約23.3倍、刑法犯認知件数は最大の筑紫野警察署が最少の黒木警察署の約49.6倍、人身交通事故発生件数は最大の筑紫野警察署が最少の黒木警察署の約38.3倍、110番受理件数は最大の博多警察署が最少の黒木警察署の約109.1倍であり、その格差は非常に大きい。

3 これまで講じてきた県警察の施策

県警察では、平成14年に刑法犯認知件数が戦後最多の約17万件に達するなど危機的な治安情勢となって以降、治安の再生を図るため、下記の施策を講じてきた。

(1) 人的基盤の強化

前述のとおり、平成14年から平成19年までの間、1,225人の警察官の増員がなされたほか、退職した警察職員の中から、在職中の経験・知識に照らし、適任者を交番相談員や警察安全相談員、スクールサポーターなどとして活用している。

(2) 組織体制の整備

ア 交番・駐在所の再編整備

平成15年に、隣接する交番などを統合して大型化し、夜間・休日体制の強化とパトロールの強化を図るとともに、統合に合わせてパトカーを各交番に配備し、機動力の強化などを行った。

イ 警察署の分割・統合

(ア) 西警察署の分割

平成18年4月3日、業務過重となっていた西警察署を分割し、早良区及び城南区を管轄する早良警察署と西区を管轄する西警察署に分割した。

(イ) 北九州水上警察署と門司警察署などの統合

平成20年4月1日、北九州沿岸海域における、より効率的な治安対策を推進するため、北九州水上警察署と門司警察署などを統合した。

(3) 業務の合理化

平成18年6月1日から、交通警察業務の合理化を図るため、放置駐車違反取締りについて、放置された違法駐車車両があるという事実の確認とその確認をした旨の標章の取付けに関する事務を民間に委託する駐車監視員制度を導入した。

(4) 治安対策

ア 街頭犯罪等抑止総合対策の推進

県民が身近に不安を感じる街頭犯罪などを重点対象罪種として指定し、これらを重点的に抑止するため、大量の制

服警察官を街頭活動に投入し、徹底したパトロール活動や職務質問を行うとともに、自治体や地域住民などと連携して、犯罪抑止活動を行っている。

イ 安全・安心「ふくおか」実現プログラムの推進

平成18年から平成20年までの3年間、治安対策に取り組むための行動計画として、街頭犯罪など身近な犯罪の抑止、暴力団など犯罪組織の壊滅など7つの治安課題に対処するための目標を設定の上、目標達成に向け組織を挙げて推進中である。

(5) 現場執行力の強化

近年の急激な世代交代及び今後の警察職員の増員が見込めない現状を踏まえ、警察職員一人ひとりの質的強化を図り現場執行力を強化する必要があることから、「若年警察官の早期育成」「実力ある捜査官育成制度の確立」など、具体的な施策を策定の上、推進中である。

(6) 地域住民などとの連携

平成20年4月に「福岡県安全・安心まちづくり条例」が施行されたところであり、警察活動を一層有効なものとするためには、地域住民、自治体、ボランティア団体などとの緊密な連携が不可欠であることから、合同パトロールをはじめ、地域住民などの実施する各種活動に対する支援及び協働活動を積極的に行っている。

また、「ふっけい安心メール」などにより、各種事件・事故や不審者情報などの地域安全情報を積極的に提供し、地域住民の防犯などに対する意識の向上や青色防犯パトロールなどボランティア団体の活動への参画意識の醸成などを図っている。

第2部 警察署を中心とした組織のあり方

1 警察署の機能強化の必要性

前述の施策を含め、県警察は治安の維持・向上に向けた各種施策を推進してきたことから、刑法犯認知件数は、平成14年のピーク時と比較すると減少傾向を示している。

しかしながら、治安が良かったとされる昭和期と比較すると、いまだ高水準で推移していることに加え、暴力団による対立抗争が激化し、殺人・強盗などの重要凶悪事件が多発している。

その他、指定暴力団は5団体で全国最多、けん銃発砲事件については4年連続で全国最多、シンナー乱用少年検挙補導人員は8年連続で全国ワースト1位、非行者率（10歳から19歳までの少年人口1,000人あたりに刑法犯少年が占める割合）も5年連続で全国ワースト1位であるなど、依然として県民の平穏な生活を脅かす大きな課題が散見され、県民の体感治安は、いまだ好転したとは言い難い状況にある。

また、県民に身近で大きな脅威となっている振り込め詐欺やインターネットの普及によるサイバー犯罪などの新たな手口の犯罪に対しても、的確に対応していかなければならない。

さらに、近年の市町村合併の進展に伴い、警察署の管轄区域と自治体の行政区域にかい離が生じている地域が多数認められるところであり、治安対策上、警察と自治体などとの一層の連携が求められている今日においては、その連携面における支障を早期に解消する必要がある。

このように、刻々と移り変わる社会情勢・治安情勢を考慮すると、現状はもとより、20年、30年先の将来を見据え、時代の変化に的確に対応しうる精強な県警察を構築することから、地域の安全・安心の拠り所として、県民に最も身近で第一線における治安維持を全面的に担っている警察署を中心に、その機能をより一層充実・強化することが、最も重要である。

よって、全県下的な視野をもって、警察署の機能強化に向けた審議を行うこととした。

2 警察署の機能強化方策

これまで5回にわたり委員会を開催するとともに警察署の視察を行い、近年の社会・治安情勢などの変化、市町村合併の動向、警察官の定員情勢などを勘案の上、県下の警察署の実態を検証したところ、

- 近年の市町村合併の進展に伴い、警察署の管轄区域と行政区域にかい離が生じており、県警察と自治体、地域住民などとの連携の面において支障が生じてきている
- 警察署には、様々な警察事象に対応することが求められているが、本来求められる機能を十分に備えているとは言い難い警察署が存在する
- 夜間・休日の体制が脆弱であり、かつ、運営が非効率となっている小規模な警察署が存在する
- 犯罪の都市圏への集中などにより、警察署間の業務負担格差が増大し、各地域における治安対策への取り組みに格差が生じている

などの問題が浮き彫りとなった。

よって、これらを抜本的に解決するためには、現状の警察署の配置・運用の見直しによる警察署の再編整備を実施し、組織基盤の強化を図る必要があるとの結論に達し、その方策として、

- ① 警察署の管轄区域の見直し
- ② 小規模警察署の統合
- ③ 業務過重警察署の分割

の3つの柱を中心に警察署の機能強化を検討した。

(1) 警察署の管轄区域の見直し

治安の維持・向上は警察の責務であるが、近年の治安情勢などをかんがみると、警察による取り締まりなどの活動のみでは限界があることから、地域住民による自主防犯活動の活性化や自治体などと協働した防犯環境の整備などを図ることにより、官民一体となった犯罪や交通事故の抑止活動を展開することが必要不可欠である。

したがって、警察署の管轄区域については、警察と自治体、関係機関・団体、地域住民などとの協働による地域防犯活動、交通安全対策などをより効果的・効率的に推進するため、行

政区域を基礎とした一体性のある地域を一警察署が管轄することを原則として検討すべきである。

(2) 小規模警察署の統合

近年の治安情勢などをかんがみると、初動捜査体制の確立と24時間社会に対応した体制の確立が必要不可欠である。

しかし、警察官の配置が少ない小規模警察署では、夜間・休日の体制はもとより、通常勤務時にあっても事件・事故への初動を含めた捜査体制が脆弱であること、警察署管内の情勢に応じた積極的かつきめ細かな施策を行うことが困難であること及び犯人を逮捕した場合に留置人を管理する体制をその都度編成する必要があることなど、体制面に大きな問題を有している。特に暴力団などが関与した組織犯罪、重要凶悪事件、共犯者多数の事件、同時期に複数の事件が発生した場合などの初動捜査体制に大きな不安を抱えている。

また、警察署である限りは署長、副署長をはじめ、各課長、総務課及び会計課などの管理部門の職員の配置が必要であるが、隣接する警察署と統合することにより、管理部門を一元化することができ、捻出された警察官を第一線現場へ配置することが可能となる。

このように、夜間・休日体制の強化、事務の合理化及び第一線の現場警察官の増強を図るために、小規模警察署については、隣接警察署との統合を検討すべきである。

ア 小規模警察署の脆弱性と非効率性

(ア) 脆弱性

○ 夜間・休日体制などの初動捜査体制の脆弱性

小規模警察署の夜間・休日体制をみると、その管轄区域で組織犯罪、重要凶悪事件、同時期に複数の事件が発生した場合などの初動捜査体制に大きな不安があるなど、体制として極めて脆弱である。

○ 積極的な施策を講じることの困難性

小規模警察署においては、日々発生する事件・事故の処理に追われ、警察署独自の施策といった攻めの活動（例：継続的な飲酒取締り活動や放火や強盗が連続発生した場合などの大きな体制を必要とする張り込みや警戒活動などの捜査活動）を行うことが極めて困難

である。

○ **各種業務の専門性発揮の困難性**

小規模警察署であっても、その業務の種別は規模の大きな警察署と同様であり、これらを少人数で処理しなければならず、各種業務の専門性を発揮することが困難である。

○ **転用勤務の弊害**

被疑者の勾留が少ない小規模警察署は、恒常的に留置管理要員を確保しておくことが困難であることから、被疑者を逮捕した際には、あらかじめ指定された勤務員により、留置管理体制を編成する必要性が生じる。

この場合、留置管理要員として、他係員を転用の上勤務に当たらせる、いわゆる転用勤務を行うこととなるが、小規模警察署の慢性的な人員不足のため、署員の割合で最も多い交番・駐在所員が転用される場合が多いのが実情であり、第一線現場で活動する警察官が削られるという悪循環を招いている。

○ **職員の精神的・肉体的負担**

小規模警察署の警察職員は、夜間・休日にあっても常に招集に対応できる態勢を余儀なくされることから、精神的・肉体的に過酷な勤務環境に置かれている。

(イ) **非効率性**

○ **定員管理面・財政面での非効率性**

警察署として存在する限り、規模の大小にかかわらず、署長・副署長などの管理職員や総務課・会計課などの管理部門の職員を要する。

しかし、署員全体に占める管理部門職員の比率を比較すると大規模警察署の管理部門職員が約12パーセントであるのに対し、小規模警察署は約22パーセントと約2倍の割合で管理部門の職員を要するほか、基礎的な施設・装備資機材も規模の大小にかかわらず必要であるなど、定員管理面、財政面ともに非効率な運用となっている。

○ **警察力の分散**

モータリゼーション、交通機関、道路交通網の発達・整備により、警察署間の移動時間が短縮されたため、結果的に比較的狭い地域に警察署が点在し、警察力を分散させた形になっており、非効率な運用となっている。

などが挙げられ、これらの脆弱性及び非効率性を早急に解消しなければならない。

イ 小規模警察署の位置づけ

前述のとおり、「脆弱性及び非効率性」が認められる警察署について審議した結果、署員数が80人未満の警察署を「小規模警察署」と位置づけ、検討することとした。

(3) 業務過重警察署の分割

都市圏への犯罪の集中化などから、現状の警察署間の業務負担格差には著しいものがあり、業務が過重となっている警察署が見受けられる。また、警察署が複数の比較的大きな自治体を管轄している場合、警察署と自治体などとのきめ細かな連携が不十分となるおそれがある。

加えて、極端に大規模な警察署は、業務管理・人事管理の適正化の観点からも検討する必要がある。

さらに、業務過重警察署の庁舎にあっては、設置当時の犯罪情勢などに対応した規模で建築されていることから、その後の事件・事故の増加に伴う署員の増員により庁舎が狭隘化しており、犯罪などに的確に対応する所要の人員を収容できない。また、十分な執務スペースを確保できないといった物理的な問題をも含んでいる。

したがって、管内人口や事件・事故の発生件数が極めて多く、同時に複数の比較的大きな自治体を管轄する業務過重警察署については、業務負担の是正、一層の捜査など体制の充実・強化、自治体などとの更なる連携強化及び業務管理・人事管理の適正化などを図る必要性から、その警察署の管轄区域を分割し、新たに警察署を設けることを検討すべきである。

3 再編整備の対象警察署

(1) 管轄区域の見直し

ア 管轄区域の見直しの要件

一行政区を複数の警察署が管轄している地域については、原則、管轄区域と行政区域を整合させることとする。

※ 平成20年12月9日現在、市町村合併に伴い管轄区域と行政区域にかい離を生じている地域は下表のとおりである。

自治体	管轄警察署	合併期日
久留米市	久留米署、小郡署、うきは署、城島署	平成17年2月
嘉麻市	上嘉穂署、飯塚署	平成18年3月
八女市	八女署、黒木署	平成18年10月
みやま市	瀬高署、大牟田署	平成19年1月

イ 対象警察署

- ① 久留米警察署 ② 小郡警察署 ③ うきは警察署
- ④ 城島警察署 ⑤ 上嘉穂警察署 ⑥ 飯塚警察署
- ⑦ 八女警察署 ⑧ 黒木警察署 ⑨ 瀬高警察署
- ⑩ 大牟田警察署

ウ 見直しを検討するに当たっての留意事項

見直しの対象となる警察署は、小規模警察署の統合対象警察署と重複する警察署が多数あることから、これと関連づけて検討する必要がある。

(2) 小規模警察署の統合

統合対象警察署を選定するに当たっては、脆弱性・非効率性が認められる署員数80人未満の警察署であり、かつ、下記要素を複数以上充足する警察署を対象警察署とする。

なお、福岡空港警察署及び博多臨港警察署については、他の警察署と性格を異にすることから、検討対象から除外する。

ア 要素の設定

- 主要警察事象が極めて少ないこと
- 管内人口が5万人程度以下で、将来にわたって人口の

大幅な増加が認められないこと

- 警察署の管轄区域と行政区域にかい離が生じていること
- 統合可能な隣接警察署が存在すること

イ 対象警察署

- ① 城島警察署 ② 添田警察署 ③ 黒木警察署
- ④ 瀬高警察署 ⑤ 宮若警察署 ⑥ 大川警察署
- ⑦ 筑後警察署 ⑧ うきは警察署 ⑨ 上嘉穂警察署

ウ 統合を検討するに当たっての留意事項

統合を検討するに当たっては、治安情勢、警察活動上の機能性・効率性、人口動態、広域行政圏、住民の生活圏、道路の整備状況や公共交通機関の有無などの交通事情、歴史的背景、地理的状况などについて、個別具体的に十分検討した上で決定する必要がある。

(3) 業務過重警察署の分割

分割対象警察署を選定するに当たっては、下記要件を複数以上充足する警察署を対象警察署とする。

ア 要件の設定

- 主要警察事象が極めて多いこと
- 管内人口が30万人を超え、将来も人口の増加が予想されること
- 複数の行政区を管轄していること
- 庁舎の狭隘が著しいこと
- 新設予定警察署の管内人口が概ね10万人を超え、将来も発展が予想されること
- 新設予定警察署の署員数が概ね120人以上必要であること
- 前記事項を複数以上充足する警察署のうち、管轄区域の見直しでは対応できないこと

イ 対象警察署

- ① 筑紫野警察署 ② 早良警察署

ウ 分割を検討するに当たっての留意事項

県の厳しい財政事情のなか、新たな警察署を建築することは、非常に困難を伴うものであることは認識しているが、福岡県の未来のため、将来に希望がもてる安全で安心な県

民生活を実現するためには、強固な治安基盤が不可欠との認識の下、県の重要課題として可及的速やかに分割を実施する必要がある。

また、警察署の新設または建て替えに当たっては、将来、施設が狭隘化しないように、犯罪発生の将来予測や地域の発展性などを踏まえて、執務室数や執務スペース及び留置施設の規模などを検討するとともに、近年の凶悪化する犯罪に対応することのできる執行力の強い警察官を育成するため、射撃場やトレーニングルームなどの併設についても考慮すべきである。

4 体制の強化と補完措置

小規模警察署を統合した場合、統合した警察署管内が広域化することは避けられないものの、警察署の規模を拡大することにより、前述の脆弱性及び非効率性が解消されるとともに、業務能率の向上による警察職員の士気の高揚が図られ、県警察の総合力が発揮されるなど、警察署管内の治安は大いに向上するものと考えられる。

また、ち密な捜査やきめ細かな県民への対応などが期待でき、捻出された管理部門の警察官をパトカー乗務員などの第一線現場へ配置転換するなどの方法によって、現場の治安維持力及び機動力が強化され、管轄区域の広域化といったデメリットは十分にカバーできるものと考えられる。

一方、警察署の統合に伴い、地域住民の統合に伴う不安感をはじめ、これまで警察署が存置していたことによる犯罪抑止効果や地域のシンボリック存在、あるいは地域住民の警察署に対する愛着などといったものがあることも否めない。

また、警察の各種活動の遂行においては、地域住民の理解と協力が不可欠であることを考慮すれば、統合後の補完措置については、治安維持・向上に関する措置はもとより、統合による効果を損なわない方法により、地域住民の心情へ配慮した措置も必要である。

補完措置の方策として検討した結果は、下記のとおりである。

(1) パトロール活動を中心とした街頭活動の強化

平成19年度「第1回県政モニターアンケート」及び平成19年1月に県警察が実施した「治安に対する意識調査」によると、「警察の活動の中で特に力を入れて欲しい活動または治安再生のために効果があると思う警察活動」は、「制服警察官によるパトロール」が圧倒的に多く、また、実質的にもパトロール活動は、犯罪などの抑止効果が高いことが認められる。

よって、パトカーの増車や警察署の統合により捻出された警察官をパトカー乗務員として配置するなどして、制服警察官によるパトロール活動を中心とした街頭活動の強化方を講じる必要がある。

加えて、地域住民の安心感の醸成及び地域に一層密着した活動を展開するため、徒歩または自転車によるパトロールやパトロール中の声かけについても励行する必要がある。

(2) 幹部交番の設置と警察署施設の活用

統合された警察署施設の建設年次などを考慮の上、活用可能である場合は同施設を有効活用し、同所を所管する交番を同施設に移転の上、統合後の情勢の変化に的確に対応するため、警部を責任者として置くとともに、統合後の警察署管内におけるパトカーなどの活動拠点の一つとする必要がある。

(3) 相談・意見・要望への適切な対応

ア 警察安全相談などへのきめ細かな対応

統合後は、警察安全相談に対応する係員の配置や交番相談員の配置及び移動交番の有効活用などにより、きめ細かに地域住民の意見や要望を汲み上げられることができる体制を構築する必要がある。

その他、地域の公民館などを利用した防犯指導や情報発信活動を精力的に推進すべきである。

なお、交番相談員については、非常勤職員としての採用となることから、新たな予算を伴うものであるが、交番がより一層地域に密着したきめ細かな地域活動を展開できるようにするため及び地域住民の安心感の醸成の観点から、交番相談員の配置については強かに推進する必要がある。

イ 各種許認可事務などの取扱い

統合される警察署において行っていた各種許認可事務・

証明事務については、許認可事務などの取扱総数自体が少ないこと及び「一人でも多くの警察官を現場に配置する。」という業務の合理化と警察署の再編効果の観点から、統合した警察署で一括して取り扱うことが妥当と考えられる。

5 再編整備の実施時期

(1) 管轄区域の見直し及び小規模警察署の統合

管轄区域の見直しと小規模警察署の統合は重複する対象警察署が多く、同時期の実施が望ましい。

小規模警察署の脆弱性・非効率性の解消は、喫緊の課題であることから、早急に実施する必要があり、可及的速やかに実施する必要がある。

(2) 業務過重警察署の分割

業務過重警察署については、重要犯罪をはじめ、各種事件・事故の多発により、地域住民が大きな不安感を抱いている現状にあることから、この状況を回復し、県下全体の治安水準を向上させるため、その地域の警察力を早急に強化する必要性が極めて高いものと考えられる。

また、警察署を新設するには数年の建築期間を要することから、小規模警察署の統合と並行して可及的速やかに実施する必要がある。

第3部 今後の委員会の進め方

1 最終答申に向けて

(1) 最終答申の構成、内容

中間答申として「警察署のあり方」を取りまとめるに至ったが、最終答申は、今後、残り2回の委員会において、警察署など第一線の機能強化を図るための各種施策のあり方について審議し、中間答申にこれらの審議結果を追加する。

(2) 施策のあり方に関する検討の必要性

県警察は急激な世代交代の渦中であり、若年警察官の早期育成方策など効率的な執行力の強化方策を検討する必要があるほか、一連の不祥事案に代表されるように警察職員の意識改革を行う必要性も高いなど、重要な時期である。

したがって、精強な県警察を構築するため、中間答申までに審議した警察署のあり方に加え、各種施策のあり方について検討する必要がある。

2 最終答申の提出時期

今後、委員会において各種施策のあり方について審議し、平成21年2月ころを目途に最終答申を提出する予定である。

おわりに

中間答申は、本委員会において5回にわたり委員会を開催するとともに警察署の視察を行い、警察署の現状及び問題点などを把握の上、警察署の存在趣旨、重要性など、そのあるべき姿を県民の視点から多角的に検討した結果を取りまとめたものである。

現状はもとより将来を見据え、精強な県警察を構築するためには、警察署の再編整備は不可欠かつ喫緊の課題である。

県警察においては、この答申を踏まえ、個別具体的にあらゆる角度から検討を重ね、可及的速やかに、県民のための県警察が実現されることを望むものである。

平成20年12月9日

第一線警察機能強化委員会

委員長	芦塚	日出美
委員	江藤	守國
委員	大庭	宗一
委員	金子	龍夫
委員	神代	明
委員	古賀	和子
委員	谷口	美香
委員	戸畑	廣喜
委員	山田	耕路